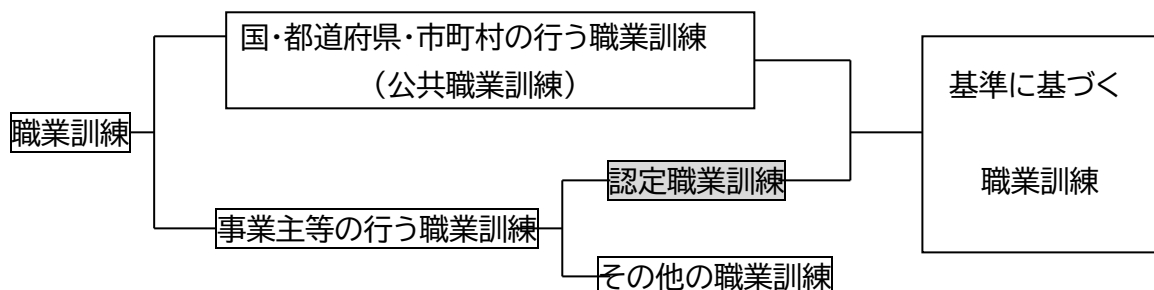


認定職業訓練とは

職業能力開発促進法(以下「法」といいます。)では、事業主がその雇用する労働者に対して、職業能力の開発、資質の向上を図るため、必要に応じ職業訓練の実施に努めることが定められています。

これらの職業訓練のうち、法に定める訓練基準に従って行う職業訓練は、知事の認定を受けることができ、これを認定職業訓練といいます。



職業訓練の種類

訓練の種類	訓練課程	訓練基準の主な内容					
		受講資格	訓練の内容	期間及び時間	訓練生数	主たる対象者	
普通職業訓練	長期間の課程	普通課程	高卒者、中卒者またはこれら等と同等以上の学力を有すると認められる者	将来多様な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	原則 1 年(中卒者は 2 年) 1 年につき 1,400 時間以上	50人以下	・新規学卒者(高卒者又は中卒者)等
	短期間の課程	短期課程	職業に必要な技能(高度の技術を除く)・知識を習得しようとする者	職業に必要な技能(高度の技術を除く)・知識を習得させるための短期間の課程	原則 6 ヶ月以下 (12 時間以上)		・在職労働者 ・高齢者 ・パートタイム ・離転職者 ・技能検定受検希望者
高度職業訓練	長期間の課程	専門課程	高卒者またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者	将来職業に必要な高度な技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間の課程	原則 2 年 1 年につき 概ね 1,400 時間 総訓練時間 2,800 時間以上	40人以下	・新規学卒者(高卒者)等
		応用課程	専門課程の高度職業訓練を修了した者またはこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者	将来職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための長期間の課程	原則 2 年 1 年につき 概ね 1,400 時間 総訓練時間 2,800 時間以上	40人以下	・専門課程の修了者等

高度職業訓練	短期間の課程	専門短期課程	職業に必要な高度の技能・知識を習得しようとする者	職業に必要な高度の技能・知識を習得させるための短期間の課程	原則 6 ヶ月以下 (12 時間以上)	・高度の技能・知識の習得を目的としている在職労働者等
		応用短期課程	職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得しようとする者	職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるための短期間の課程	原則 1 年以下 (60 時間以上)	・高度かつ応用的な技能・知識の習得を目的としている在職労働者等

認定の要件

1.実施主体(法第 13 条)

実施主体が、①事業主、②事業主の団体及びその連合体、③職業訓練法人、④中央・都道府県職業能力開発協会、⑤民法第34条の規定により設立された法人、⑥法人である労働組合、⑦その他営利を目的としない法人であること。

2.訓練基準(法第 24 条、第 27 条の2、法施行規則第 1 条、第 9 条～第 15 条)

法に定める訓練基準を満たしていること。

① 訓練の対象者(訓練生)

原則として、当該事業所または当該共同訓練団体の構成員(事業所)に雇用されている者(雇用保険被保険者)であること

② 教科の科目

職業に必要な技能及び知識を習得させるために適切と認められるものであること

③ 訓練施設・設備※職業訓練の種類、訓練課程により異なる

○教室及び実習場を備えていること

○建物の配置、構造が適切であること

○教科、訓練生の数等に応じて必要な教材、図書その他の設備を備えていること

④ 職業訓練指導員・講師

普通課程及び短期課程の一部の課程、専門課程、応用課程については、職業訓練指導員免許を有する者が担当する必要がある。職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な人数を配置すること

⑤ 訓練期間・訓練時間

○普通職業訓練普通課程:総訓練時間(1年の場合)1,400時間、(2年の場合)2,800時間

○普通職業訓練短期課程:1コースにつき訓練期間6ヶ月以下、訓練時間12時間以上

3.職業訓練を的確に実施することができる能力があること

① 職業訓練の持続性があること(訓練の実績、訓練経費の確保、実施体制の確立等)

② 職業訓練法人以外の団体は、定款等に事業の一つとして職業訓練の明確な定めがあり、組織等に関する一定の記載があること

③ 訓練生数が、事業主の場合は総数で 3 人以上、事業主以外の団体の場合は1訓練科につき 3 人以上であること(人数は1年(年度)当たり)

④ 労働基準法第70条(職業訓練に関する特例)に基づく特例措置に関して、労働局長の許可を

受ける必要がある場合は、その許可を受けられること

認定の効果

職業訓練は、本来、事業主等がその責任と負担において行うものであり、その内容や形態は自由です。

このうち、認定職業訓練は、多様な形態の職業訓練の適切な実施の普及・振興を図ることを目的としている職業能力開発促進法に基づき、民間で行う職業訓練が厚生労働省令で定める基準に準拠したものであることを確認する制度であり、民間において職業訓練が合理的・効果的な訓練方法によって行われることを期待して、各種の援助措置が講じられています。

(援助措置の一例)

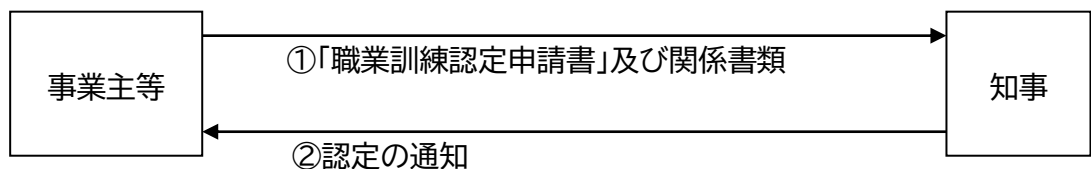
- ・ 労働基準法第70条または労働安全衛生法第61条第4項の特例を受けられる
- ・ 最低賃金について特例措置を講じ得る
- ・ 訓練課程によっては、認定職業訓練の修了者について、技能検定や職業訓練指導員試験の一部免除、実務経験年数の短縮制度がある。また、訓練職種によっては、関係法令に基づく資格取得や受検資格に係る実務経験年数の期間短縮が認められることがある
- ・ 普通課程または専門課程の職業訓練の訓練生で技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる
- ・ 要件を満たす施設は、「職業能力開発校」などの名称が使用できる

認定の申請

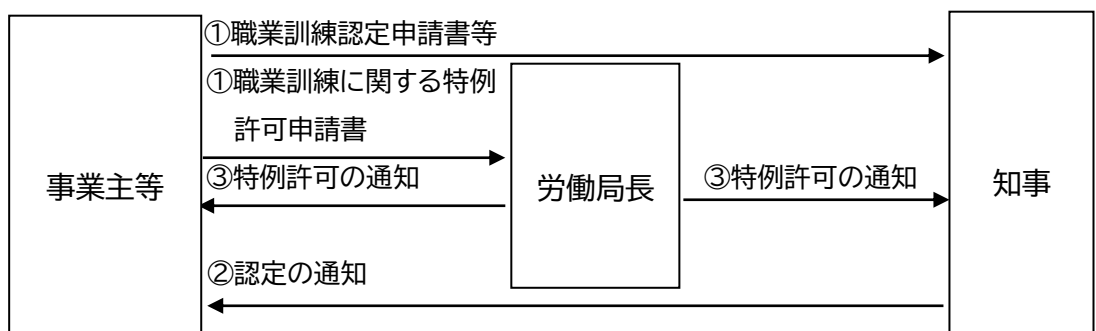
事業主等が職業訓練について認定を受ける場合は、「職業訓練認定申請書」に関係書類を添えて知事へ提出することが必要です。

なお、労働基準法に定める特例の許可を受けようとする場合は、都道府県労働局長に「職業訓練に関する特例許可申請書」を提出するとともに、知事へ「職業訓練認定申請書」を提出する必要があります。

1.労働基準法の特例許可を受けない場合



2.労働契約・就業制限業務に関する労働基準法の特例許可を受けようとする場合



3.認定申請の提出書類について

- ・ 職業訓練認定申請書
- ・ 訓練計画:訓練科目毎の計画、訓練内容と時間配分が分かるもの
- ・ 訓練生確保見込み:訓練科目毎に、5年間程度、年度毎の訓練生の見込み人数
- ・ 訓練にかかる収支見込み:実施主体における訓練に関する収支見込み※収支は同額
- ・ 職業訓練指導員、講師名簿:訓練科目毎の指導員等の名簿(氏名・生年月日・資格名(訓練の指導に必要な資格)及びその記号番号等、所属)
- ・ 訓練施設の平面図:学科・実技の訓練の実施場所・面積が分かるもの
- ・ 定款等(職業訓練について、明確な定めがあるもの): 実施主体の定款や機関会議の議事録で認定職業訓練を実施することを定めたもの
- ・ 構成員名簿:事業主が単独で実施主体となる場合は、不要
※事業主以外の団体の場合が実施主体となる場合は、構成員名簿を要する。その際、訓練の対象者(訓練生)は、その構成員(事業所)に雇用されている者となる

4.認定申請の審査について

申請内容について審査の後、法令で定める基準を満たし、かつ当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有すると認められる場合、県知事の認定をすることとなります。また、長期の場合は、特に、実績の確認が重要になります。